

登録ダクト基幹技能者 令和2年度 講習修了証の更新手続きのご案内

登録ダクト基幹技能者の皆様が所有している「登録ダクト基幹技能者講習修了証」（以降「講習修了証」）には5年間の有効期限が定められており、講習修了証の更新は、登録ダクト基幹技能者として求められる能力水準が確保されていると確認された者に対して行うことになっています。

講習修了証の有効期限が2021年3月31日の登録ダクト基幹技能者の方は、この「ご案内」をよくお読みの上、講習修了証の更新手続きをして頂きますようご案内申し上げます。

■更新申請受付開始：令和2年10月1日～

令和2年 9月

一般社団法人全国ダクト工業団体連合会（全ダ連）
一般社団法人日本空調衛生工事業協会（日空衛）

《 お問い合わせ先 》

登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局
住所：〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 3-3-1
YYビル 2階
TEL：03(5567)0071 FAX：03(5567)0072

1. 「講習修了証」の有効期限と更新手続きについて

「登録ダクト基幹技能者講習修了証」（以降「講習修了証」）の有効期限は、交付から5年を経過した年度の3月31日と規定されており、有効期限が過ぎ、**更新手続きをせずに講習修了証が無効になった場合、有効な講習修了証を得るためには、再度3日間の登録講習を受け、講習考査試験に合格しなければなりません**のでご注意ください。

2. 更新手続き

講習修了証の更新手続きの案内から、新たな講習修了証が交付されるまでの手続きは次の通りです。

- ① 更新対象者で講習修了証の更新を行おうとする者は、更新申請書用紙に必要事項を記載し、顔写真及び更新手数料の郵便振替払い込み受付証明書を貼付した**「更新申請書」により申請**を行う。
- ② 講習委員会は、更新申請のあった更新対象者（以降「申請者」）に対して、更新能力確認のために「更新テキスト」と「能力確認試験問題」（四者択一式問題16問）、「解答書」を送付する。
- ③ 申請者は、講習委員会より送付された**「更新テキスト」を自習**した上で、**能力確認試験問題の「解答書」を作成し、令和3年2月20日までに提出する**。
- ④ 講習委員会は、「更新申請書」と「解答書」を審査し、次に掲げる基準に適合する者に対して、新たな講習修了証（有効期間5年間）を速やかに交付する。
 - (1) 登録ダクト基幹技能者として従事していること。
 - (2) 現に職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級建築板金技能士（ダクト板金作業）の資格又は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく1級若しくは2級施工管理技士（管工事）の資格を有していること。
 - (3) 能力確認試験で10問以上正答していること。
- ⑤ 講習委員会は、(1)、(2)の基準に適合しなかった申請者に対して講習修了証の更新が出来ない旨を通知する。
講習委員会は、**(3)の基準に適合しなかった者に対して**、理解度不足のため更新ができない旨を通知するとともに、**再度の能力確認試験**を行い、その再試験で10問以上正答であった者に対して、新たな講習修了証を速やかに交付する。
- ⑥ 講習修了証の有効期限経過後3ヶ月の間に更新申請を行わなかった者、能力確認試験問題の解答書の最終提出期限までに解答書を提出されなかった者及び前記⑥の再度の能力確認試験で10問以上正答出来なかった者は登録基幹技能者の資格を失効する。

3. 更新申請の手続き期間及び期限

更新を行う方は更新申請書により申請を行って下さい。更新申請書を受付後、概ね2週間以内に能力確認に必要な通信教育用の「更新テキスト」、「能力確認試験問題」、「解答書」が講習委員会から申請者に送付されます。

申請者は、講習委員会から送付された「更新テキスト」を自習した上で、能力確認試験問題の「解答書」を作成し、期限までに提出して下さい。

(1) 更新申請書の受付期間

令和2年10月1日～令和3年1月31日（当日消印有効）

なお、上記の受付期間に申請できなかった方は、令和3年6月30日（当日消印有効）まで更新申請をすることができますが、新たな講習修了証が交付（8月上旬以降又は10月中旬以降）されるまで、一時「登録ダクト基幹技能者」の資格を失いますのでご注意ください。

更新申請期限【令和3年6月30日】を過ぎた申請は受けません。

(2) 能力確認試験問題 解答書の提出期限

令和3年2月20日（当日消印有効）

なお、上記の提出期限に解答書の提出ができなかった方は、令和3年8月31日（当日消印有効）まで解答書を提出することができますが、新たな講習修了証が交付（9月上旬以降又は10月中旬以降）されるまで、一時「登録ダクト基幹技能者」の資格を失いますのでご注意ください。

最終提出期限【令和3年8月31日】までに解答書が提出されなかった場合には、講習修了証は更新できません。

4. 更新申請手数料

8,000円

5. 更新申請書記入要領

(1) 申請に必要な書類等

① 更新申請書

必要箇所に記載、捺印し、顔写真の貼付けをして下さい。

② 顔写真

写真の裏面に氏名を記入の上、上記の更新申請書に貼付して下さい。

写真はサイズ縦30mm×横24mmの上半身無帽、無背景で6ヶ月以内に撮影したカラー写真として下さい。

③ 更新手数料振替払込証明書

更新申請書裏面の所定の欄に貼付してください。

(2) 申請書記入上の注意事項

① 修了証番号、有効期限

・現在所有している講習修了証の修了証番号を記載してください。

紛失等で分からない場合は、登録基幹技能者データベースの「ダクト」で本人氏名を検索し、修了証番号を確認して記入して下さい。

データベースのホームページ：http://www.yoi-kensetsu.com/kikan/data_top.php

・有効期限（2021年3月31日）を記入してください。

② 更新要件証明欄

講習修了証の更新要件として、次の確認が必要になっているため、必ず本人並びに事業主の証明をお願いします。

- (1) 登録ダクト基幹技能者として従事していること。
- (2) 現に職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく 1 級建築板金技能士（ダクト板金作業）の資格又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく 1 級若しくは 2 級施工管理技士（管工事）の資格を有していること。
（資格の喪失や取消を受けていないこと。）

- ・ 本人の証明欄に、必ず申請者本人の**署名と捺印**をしてください。
- ・ 事業主証明欄に、必ず勤務先**事業主の証明**【代表者氏名と代表者印を押印】が必要です。
- ・ それぞれの証明の日付を記載してください。

(3) 申込方法等

- ① **申込方法**：返信用封筒により、必ず**特定記録郵便**で送ること。

- ② **郵送先**：下記の宛先にお送り下さい。

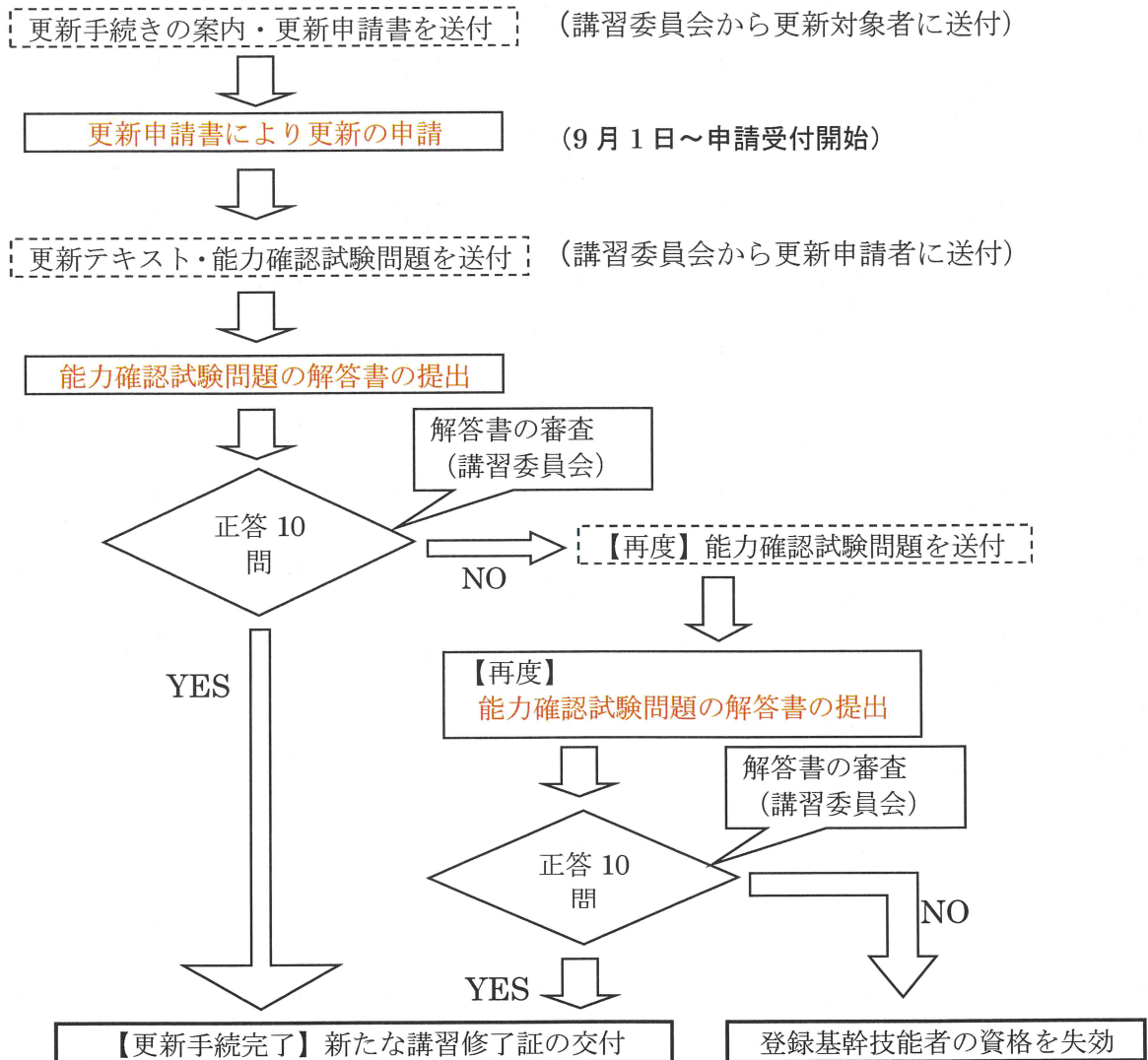
登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 3-3-1 YYビル 2 階

一般社団法人全国ダクト工業団体連合会内

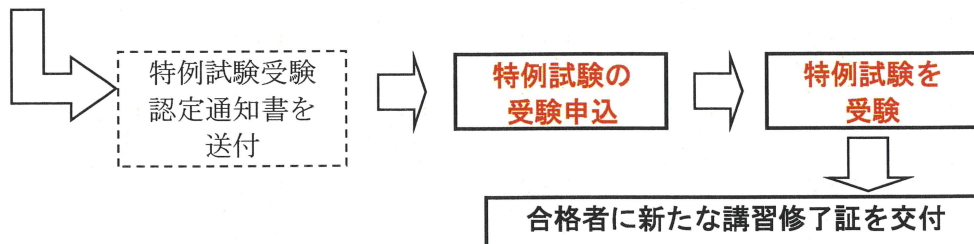
TEL：03-5567-0071、FAX：03-5567-0072

【 更新手続きフロー 】



講習修了証の失効者の救済措置

- ・更新申請期限 (6月末日) までに未申請の者
- ・解答書最終提出期限 (8月末日) までに未回答の者
- ・再度の能力確認試験で正答が 10 問に達しない者



平成30年10月〇〇日

登録配管基幹技能者講習修了証

更新申請書

申請の日付
を記入

登録配管基幹技能者講習委員会 殿

標記修了証の更新を受けるため、能力確認試験の解答書を添えて
下記の通り申請します。

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ30×ヨコ
24mm
1枚貼付け
裏面に氏名記
入

別途、申請書に講習委員会より送付される「更新テキスト」
に基づき、更新能力確認試験の「解答書」の提出が必要

所有している講習修了
証に記載されている修了
証番号を記載

必ず捺印

フリガナ	オオゾラ エイキ	生年 月日	□平成 □昭和 45年 8月〇〇日 (満 47才)	修了証番号	第12-〇〇-〇〇〇号
申請者氏名	大 空 衛 吉			有効期限	平成31年 3月31日
フリガナ	カナガワケンヨコハマシ〇〇〇ク〇〇チョウ				
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 神奈川県横浜市〇〇区〇〇町2-1 TEL: 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇 FAX: ()				
勤務先	フリガナ	ニホンクウチョウエイセイセツビカブシキガイシャ			
	事業所名	日本空調衛生設備株式会社			
	フリガナ	トウキョウトトシマクキタオオツカ			
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都豊島区北大塚〇〇-〇〇〇〇 TEL: 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 FAX: 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
更新要件証明欄	本人証明	私は、職業能力開発促進法に基づく1級配管技能士（建築配管作業） 現に登録配管基幹技能者として従事していることを証明します。 証明の日付を記入 平成 30 年 10 月〇〇日 本人署名: 大 空 衛 吉			
	事業主証明	申請者は、職業能力開発促進法に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有し、 現に登録配管基幹技能者として従事していることを証明 証明の日付を記入 平成 30 年 10 月〇〇日 証明者 事業所名: 日本空調衛生設備株式会社 所在地: 東京都豊島区北大塚〇〇-〇〇 氏 名: 代表取締役 配 管 幸 治			
注) この証明事項に事実と相違がある場合には更新を取り消されます。					

個人事業主の場合は、屋
号又は「自営」と記入

1級配管技能士資格
の喪失や取消を受け
ていないことを証する
ため、必ず本人の署名
と捺印

申請者が1級配管技能士資格を有
し、現に登録配管基幹技能者として
従事していることを事業主が証明
本人が個人事業主の場合は本人の
署名と捺印

代表者印を必ず押印
個人事業主は認印でも可

注) 氏名の変更があった場合には戸籍抄本を添付して下さい。

以下事務局処理欄

受付番号	入金確認	更新要件	能力確認試験	再確認試験	更新可否	交付
更新			_____点	_____点		

令和２年度「登録ダクト基幹技能者」の講習修了証更新手続き申込書用紙等を必要とされる方は、当紙に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

令和２年度講習修了証 更新手続き申込書送付依頼

申 込 者 (氏名又は企業名等)		
住 所	〒	
担当部署名		
担当者 氏名		
連 絡 先	TEL: ()	
	FAX: ()	
更 新 予定者 氏 名		
必 要 部 数	_____ 部	

<u>FAX送信先</u>	FAX : 03 (5567) 0072
登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局	
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 3-3-1 YYビル	
一般社団法人 全国ダクト工業団体連合会内 TEL : 03 (5567) 0071	